

■Root WiMAX契約約款の変更(2023/11/1 付)における新旧対照表

※ (略) については変更なし

変更前	変更後
<p style="text-align: center;">Root WiMAX 契約約款</p> <p style="text-align: center;">2023年7月27日改定版</p> <p style="text-align: center;">株式会社<u>グランデータ</u></p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(約款の適用)</p> <p>第1条 株式会社<u>グランデータ</u>は、このRoot WiMAX 契約約款 (以下「この約款」といいます。) によりRoot WiMAXを提供します。</p> <p>(約款の変更) 第2条 から (用語の定義) 第4条7まで (略)</p> <p>8 無線基地局設備 無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの</p> <p>(1) 電波法施行規則 (昭和25年電波監理委員会規則第14号) 第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則 (昭和63年郵政省令第46号) に定める第五世代移動通信システムによるもの (提携事業者が設置するものに限ります。以下「5G基地局設備」といいます。)</p> <p>(2) 無線設備規則第49条の29の2に定める条件に適合する無線基地局設備 (当社が設置するものに限りません。以下前号とあわせて「5G基地局設備」といいます。)</p> <p>(用語の定義) 第4条9から (特定データ通信機器の電波法に基づく検査) 第26条まで (略)</p>	<p style="text-align: center;">Root WiMAX 契約約款</p> <p style="text-align: center;">2023年11月1日改定版</p> <p style="text-align: center;">株式会社<u>ストエネ</u></p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(約款の適用)</p> <p>第1条 株式会社<u>ストエネ</u>は、このRoot WiMAX 契約約款 (以下「この約款」といいます。) によりRoot WiMAXを提供します。</p> <p>(約款の変更) 第2条 から (用語の定義) 第4条7まで (略)</p> <p>8 無線基地局設備 無線機器との間で電波を送り、又は受けるための電気通信設備であって、次のもの</p> <p>(1) 電波法施行規則 (昭和25年電波監理委員会規則第14号) 第3条第1項第8号に定める業務を行うためのものであって、電気通信事業報告規則 (昭和63年郵政省令第46号) に定める第五世代移動通信システムによるもの (提携事業者が設置するものに限ります。以下「5G基地局設備」といいます。)</p> <p>(2) 無線設備規則 (<u>昭和25年電波監理委員会規則第18号</u>) 第49条の29の2に定める条件に適合する無線基地局設備 (当社が設置するものに限りません。以下前号とあわせて「5G基地局設備」といいます。)</p> <p>(用語の定義) 第4条9から (特定データ通信機器の電波法に基づく検査) 第26条まで (略)</p>

(利用中止)

第27条 当社は、次の場合には、Root WiMAXは全部の利用を中止することがあります。

(1) 当社又は提携事業者の電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないとき。

(2) 第31条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりRoot WiMAXの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのRoot WiMAX契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止) 第28条から

(利用に係るRoot WiMAX契約者の義務)

第57条まで

(略)

(他の電気通信事業者への通知)

第58条 Root WiMAX契約者は、第12条

(Root WiMAX契約者が行う会員契約の解除)、第13条(当社が行う会員契約の解除)又は第14条(会員契約の終了)の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー(以下「プライバシーポリシー」といいます。)に定める電気通信事業者からの請求に基づき、同プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第58条の2 (略)

(Root WiMAX契約者に係る情報の利用)

第59条 当社は、Root WiMAX契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締

(利用中止)

第27条 当社は、次の場合には、Root WiMAXの一部又は全部の利用を中止することがあります。

(1) 当社又は提携事業者の電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ないとき。

(2) 第31条(通信利用の制限)の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりRoot WiMAXの利用を中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをそのRoot WiMAX契約者にお知らせ(個別の通知又は当社所定のWEBサイトに掲示する等の方法により行います。)します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止) 第28条から

(利用に係るRoot WiMAX契約者の義務)

第57条まで

(略)

(他の電気通信事業者への通知)

第58条 Root WiMAX契約者は、第12条(Root WiMAX契約者が行う会員契約の解除)、第13条(当社が行う会員契約の解除)又は第14条(会員契約の終了)の規定に基づき会員契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、当社が個人情報の取扱い等について定めたプライバシーポリシー(以下「プライバシーポリシー」といいます。)に定める電気通信事業者からの請求に基づき、同プライバシーポリシーに定める情報を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第58条の2 (略)

(Root WiMAX契約者に係る情報の利用)

第59条 当社は、Root WiMAX契約者に係る氏名、名称、住所若しくは居所、連絡先の電話番号若しくはメールアドレス又は請求書の送付先等の情報を、当社の電気通信サービスに係る契約の申込

結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（R o o t W i M A X契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、R o o t W i M A Xの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社のプライバシーポリシーにおいて定めます。

（認定機器以外の特定データ通信機器の扱い）

第59条の2から

別記 まで

（略）

以上

み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲（R o o t W i M A X契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、R o o t W i M A Xの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、プライバシーポリシーにおいて定めます。

（認定機器以外の特定データ通信機器の扱い）

第59条の2から

別記 まで

（略）

以上